

京丹後市手話言語条例(案)の概要

1 制定の背景

- ① 手話が言語であること
- ② 手話が禁止されていた歴史とろう者への偏見
- ③ 手話がろう者にとって大切な言語として守られてきた
- ④ 手話が言語であるという認識と手話の普及

2 条例の骨子

条例では、目的、基本理念、市の責務、市民等の役割を示します。

(目的)

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築するために、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、手話が言語であるとの認識を普及することを目的とする。

<解説>

言語としての手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念、市の責務、市民等の役割を定めることにより、ろう者をはじめ、聞こえに障害のある人その他の手話を必要とする人がコミュニケーションを円滑に図れるよう、手話を、聞こえる人も聞こえない人も身近に学べ、学校、病院、施設や商店など地域の様々な場所で手話が使いやすい環境となるよう関係機関や当事者団体、支援団体等と繋がりながら普及を進めます。

(基本理念)

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるという認識の下、ろう者をはじめ、聞こえに障害のある人その他の手話を必要とする人がコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提として全ての市民が相互に人格と個性を尊重され、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることを基本として行わなければならない。

<解説>

本市において、手話に対する理解の促進及び手話の普及の取り組みを進めていくうえで、基本となる理念(考え方)を示しています。

言語としての手話の普及は、手話が独立した言語であること、ろう者の歴史的背景の中で受け継がれてきた文化的所産であること、つまり手話はろう者の生活文化の中で意思を表し他者との意思疎通を行う大切な言語として生まれたという認識の上で、手話の理解の促進と普及を図ります。手話の理解の促進と普及は、全ての市民が相互

に人格と個性を尊重され、生まれながらに基本的人権を有する個人としての尊厳が重んじられることを基本に取り組みます。

(市の責務)

市は基本理念に基づき、言語としての手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進するものとする。

<解説>

市の責務として、基本理念に基づき、手話を言語として認識し、手話への理解や普及についての施策（取組み）については、「心のバリアフリー運動」の一環としてより充実を図り、現在も実施している手話奉仕員養成講座、手話通訳者の派遣事業などを通して、市民に広く手話に触れる機会を増やしていくことを軸に推進していきます。

また、施策を進めていくためには、市、市民、地域、事業者等多様な機関と連携し、協働しながら取り組むことが大切です。特に市と関係機関は情報の共有を図り、連携しながらろう者と共に地域や企業・事業所等で手話を学ぶ機会を広げていきます。

さらに、市職員に対して手話研修を実施し、地域で手話が使いやすい環境へ広がるよう普及への取り組みを進めていきます。

(市民等の役割)

市民及び事業者は、基本理念に関する関心と理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

<解説>

障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で生きる喜びを感じながら暮らせる社会の実現を目指すためには、市民の理解と協力が不可欠です。市民は基本理念に対する理解を深め、手話に関する施策に協力するよう努めます。

また、手話に関わる京都府聴覚障害者協会京丹後支部等の当事者団体や手話サークル等の支援団体、聴覚言語障害センター等は、手話に関する施策に協力するとともに、本条例の目的や基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとしします。

企業・商店、病院、学校等は、誰もが意思や感情を伝え合え、音声言語と同じように手話でお互いにコミュニケーションを円滑に図れるよう、手話に対しての理解に努めます。

聞こえる人も聞こえない人も一緒になって、手話が使いやすい地域を進めることにより、誰もがお互いを理解し合い、尊重しながら繋がり合い、支え合いながら安心して暮らせるまちづくりが進んでいくものと考えます。

3 施行の期日

公布の日からの施行を予定しています。